



「避難情報発信システム(要配慮者利用施設)」の登録について

要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児)が利用される施設 (洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域に施設があるもの)を 対象として登録した電話・FAX番号に「避難に関する情報」を発信 します。

市が発信する情報

大規模災害時に市が発信する「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」 「避難指示(緊急)」等の避難に関する情報

○申請に必要な書類

避難情報発信システム(要配慮者利用施設)登録申請書

○利用条件·注意事項

- ・本サービスで伝達する情報は、大規模災害時に市が発信する<u>「避難に関する情報」に限</u>ります。
- ・伝達の情報には電話回線から、各施設に順次、情報を配信するシステムを利用するため、 電話回線の切断や回線規制等により正常に配信できない場合(不達・遅延等)があります。 その際の損害に関して、太田市では一切責任を負いかねます。電話回線障害の発生または その恐れがある場合は、テレビ、ラジオ、ホームページ等の他の手段による情報の入手を お願いします。
- ・登録いただいた電話・FAX番号などの情報は、本配信サービス以外には使用しません。
- ・本システムを利用した情報伝達訓練を実施することがあります。訓練結果により、登録いただいた電話・FAXが不通の場合は、登録者に通知することなく配信を停止し、又は登録を削除することがあります。登録の内容の変更や配信を停止する場合は、登録先まで必ずご連絡ください。
- ・本サービスによる情報は、<u>おおた安全・安心メールでもお知らせします。</u> おおた安全・安心メールは、本サービスで発信する避難準備・勧告・指示の情報の他に も、災害発生情報、犯罪情報等をお知らせしています。確実な情報受信のためにも、本 サービスとあわせてご登録ください。

問合せ 太田市役所危機管理室 0276-47-1916